

厚労省との再交渉の概要報告（労災健保問題）

1. 労災補償請求給付と健康保険給付の支給について

3月27日の交渉で持ち越しとなった、協会けんぽ（以下「協会」）の内部事務連絡で取り決めている違法な運用について、再度交渉した。

第1の論点は、前回すでに合意した点だが、協会が業務上災害の疑いがある事案や労災給付支給決定に時間がかかる事案等について、健康保険給付申請書類の返戻（受理拒否）を原則にしていることは誤りであるから、直ちに止めさせ、受理させることであった。

第2の論点は、労災症状固定後の医療給付など今まで健保から給付されていたケースを、協会が勝手に労災事案であると定義して、新たな谷間問題を生じさせることを直ちに止めさせることである。そのために保険局が直ちに協会を文書で指導することを求めた。

（1）第1の論点（受理拒否問題）について

保険局は「返戻することは間違いだ」、「なお、協会は、事務連絡の中で、①労災疑いは「返戻すること」とあるが、続く②で労災申請を説明し、③で労災不支給となった場合には支給するとし、④で健保給付の希望の申出があれば支給する、としており、①から④全体として見れば、きちんと対応していると言っている」「要望もあるので、文書で改めて指示したいと考えている」、「不適切な事例を指摘していただければ指導したい」と回答した。

当方は、千葉支部の事例等を示し、現場では4つの流れではなく返戻して済ませる運用であることを指摘した。さらに、保険課が発したQ&A事務連絡自体の問題（労災を受けられない場合に健保で、という順序を持ち出し、健保を留保できると記したことで協会の現場を、労災待ちの姿勢に仕向けたこと）を指摘した。

保険局は、「本来、労災も協会も保険者としてそれぞれに判断するので、他方の不支給は要件ではない。労災の判断が出るまで健保を支給しない旨の指示ではない」「協会に誤解があるようだから各支部に周知徹底する必要があると考えている」と回答した。

また、労災請求受理前でも労災対象外の判断を言えるのか、労災担当に尋ねたところ、「受理して調査しないと何も言えない」と回答した。

極めて機微な個人情報である受診歴を協会が事業主に流し、これに基づく判断も求めているが、それらを含めて、労災担当課として受理前や処分前に、労災になるかどうかの監督署の判断など出せない、と明言するよう要求した。

(2) 第2の論点について（症状固定後の療養など新たな給付の谷間問題）

保険局は次のとおり回答した。「谷間問題には2つある。1つは、労災法施行後、健保が業務外を担当してからの問題。昭和30年の通知（「業務上外の認定に関する連絡調整について」昭和30年6月9日基発第359号）で調整すると言ってきたのは、そもそもどちらかで受けられるものについて、どちらでやるかの調整である。

今回の法改正はこの谷間の問題ではない。シルバーなどどちらからも元々受けられない、つまり、使用関係になくて労災でなく、業務なので健保でもない、そもそも両者の対象になっていない、働き方の多様化、時代の変化で生まれた問題である。

後で確認するが、再発問題はその審議会（平成24年11月28日第59回社会保障審議会医療保険部会）の議論では採りあげていないと思う。昭和30年の調整通知の問題は今でも貫徹されなければいけない。再発は、本来労災で続けるかどうか検討する余地があるので、どちらでやるのかの根本論になる。その部分は確認しないとイケない。

当方は、振動、腰痛、脳心など業務上疾病の症状固定と再発後労災不支給でも治療を要する多くの被災者の存在を示し、それを健保で治療してきたこと。これを審議会で議論もされていないのに、今までなかったような話を協会が勝手に持ち出したのは問題であること。公務員の公務災害の場合は、症状固定したら共済から出す、という通知が出ていてすき間がないこと（その通知は保険局に提供した）などを追及した。

保険局は、「症状固定で健保から出ない、という議論があるわけではない」と明言した。当方から、監督署と協会の現場で調整する姿勢がないが、労災不支給通知の写しをつければ協会が健保で支給するととらえてよいのか。質したところ保険局は、「それは確認する。谷間なきよう調整するのは間違いないので、再発は再度確認する」と回答した。

当方から、協会の事務連絡で健保対象から外すつむりの「本来的に労災保険から給付を受けるべきもの」の残りの例示、労災適用事業所の未届けによる労災不支給とか、労災請求の時効問題は、労働問題に無知な者が書いた誤りであって、そもそも協会が言及すべきものではないことを指摘した。

以上の議論を経て、保険局は「返戻は、問題なので指示を出したい」、「再発は調査して回答したい」と確認し、返戻問題、再発等新たな谷間問題、労災補償課との調整の3点を後日、回答することとした。